

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年12月2日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、「新百合ヶ丘総合病院建設事業」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	医療法人社団 三成会 福島県須賀川市南上町123番の1 理事長 渡邊一夫
	指定開発行為の名称	新百合ヶ丘総合病院建設事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢字都古255-7番地 他
	指定開発行為の目的	病院建設に伴う土地の造成
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約52,800㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成21年7月 完了予定：平成23年12月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成20年12月2日（火）から 平成21年1月15日（木）まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、麻生区役所 では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。</li> <li>提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。</li> </ul> <b>【意見書の提出】</b> 提出期限：平成21年1月15日（木） （郵送の場合は、平成21年1月15日消印有効） 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2155 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>	